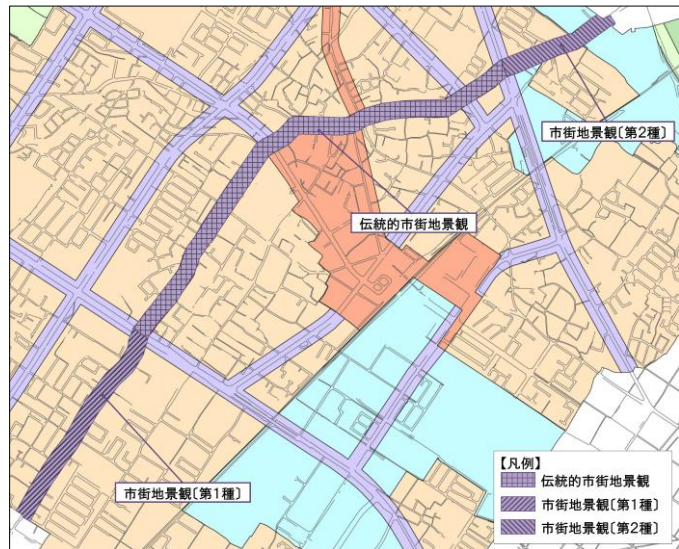


## 中山道軸

○中山道軸の景観形成基準は、県風景条例に基づく「主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地域」における景観形成基準を基本とする中で、一部守山市独自の基準を設定しており、3つの類型「伝統的市街地景観」「市街地景観〔第1種〕」「市街地景観〔第2種〕」に区分している。



1 建築物(建築物に附属する門およびへいを除く)																	
要素	伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕														
敷地内における位置	①中山道(主要地方道大津能登川長浜線)に面する建築物は、周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること。	②中山道の道路敷側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 ③原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退すること。															
	④敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。																
	⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。																
	①周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。																
	②中山道に面する建築物は、原則として、勾配のある屋根を設けること。面しない建築物においても、周辺に配慮した屋根形状にすること。																
形態	③中山道に面する建築物の勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。また、屋根勾配または庇等を中山道側に設置することにより軒先のラインが連続するように努めること。																
	④周辺の建築物と調和した屋根(勾配、向き)等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。																
	⑤屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。																
	①平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。																
	②大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。																
意匠	③周辺の伝統的建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。	④中山道の持つ歴史性を踏まえ、伝統的意匠と調和させること。特に、周辺の建築物の多くが伝統的な様式で形成されたところにあつては、周辺の伝統的建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。	⑤中山道の連続性に配慮し、落ち着いた意匠とすること。														
	①けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。	②けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。															
	③色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。																
	④色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~7.4R</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>7.5R~2.5Y</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R~7.4R	—	2以下	7.5R~2.5Y	—	4以下	2.6Y~10Y	—	2以下	その他	—	1以下	※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。
色相	明度	彩度															
0.1R~7.4R	—	2以下															
7.5R~2.5Y	—	4以下															
2.6Y~10Y	—	2以下															
その他	—	1以下															
色彩																	

1 建築物(建築物に附属する門およびへいを除く)			
要素	伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
素材	①周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。		
	②冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。		
敷地の緑化措置等	③周辺の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること。	④中山道の持つ歴史性を踏まえ、伝統的意匠と調和するよう落ち着いた印象を与える素材を使用すること。特に、周辺の建築物の多くが、伝統的な様式の建築物で形成されているところにあつては、周辺の建築物と同様の素材とし、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。	
	①敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。		
敷地の緑化措置等	②道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。		
	③建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。		
	④大規模建築物が周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。		
	⑤植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		
⑥中山道に面する敷地に駐車場を設ける場合には、中山道の連続性、雰囲気を変えないよう、その位置や形態、舗装仕上げ等に配慮するとともに、出入口を除き、垣、柵、塀等を設置すること。			

## 2 垣、さく、へい(建築物に附属するものを含む。)その他これらに類するもの

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
①周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。		
②道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木(生垣)によること。		
③けげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。		
④色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。		
色相	明度	彩度
0.1R~7.4R	—	2以下
7.5R~2.5Y	—	4以下
2.6Y~10Y	—	2以下
その他	—	1以下

※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。

## 3 門(建築物に附属するものを含む。)

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
①周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。		
②色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。		
色相	明度	彩度
0.1R~7.4R	—	2以下
7.5R~2.5Y	—	4以下
2.6Y~10Y	—	2以下
その他	—	1以下

※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。

## 4 擁壁

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
①道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。		
②できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとする。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講ずること。		

**5 ・煙突またはごみ焼却施設 ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの  
・記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの ・高架水槽**

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕															
①道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。																	
②原則として、道路から2メートル以上後退すること。																	
③樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。																	
④できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。																	
⑤色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～7.4R</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>7.5R～2.5Y</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y～10Y</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	0.1R～7.4R	—	2以下	7.5R～2.5Y	—	4以下	2.6Y～10Y	—	2以下	その他	—	1以下
色相	明度	彩度															
0.1R～7.4R	—	2以下															
7.5R～2.5Y	—	4以下															
2.6Y～10Y	—	2以下															
その他	—	1以下															
※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。																	
⑥常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。																	
⑦道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。																	
⑧植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。																	

**6 彫刻その他これに類するもの**

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕															
①原則として、道路から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りでない。																	
②樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。																	
③原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講ずること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置するものは、この限りでない。																	
④色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～7.4R</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>7.5R～2.5Y</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y～10Y</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	0.1R～7.4R	—	2以下	7.5R～2.5Y	—	4以下	2.6Y～10Y	—	2以下	その他	—	1以下
色相	明度	彩度															
0.1R～7.4R	—	2以下															
7.5R～2.5Y	—	4以下															
2.6Y～10Y	—	2以下															
その他	—	1以下															
※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。																	
⑤周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。																	
⑥道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。																	
⑦植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。																	



## 7 汚水または廃水を処理する施設

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
①道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。		
②原則として、道路から2メートル以上後退すること。		
③樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。		
④平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		
⑤けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。		
⑥色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。		
色相	明度	彩度
0.1R～7.4R	—	2以下
7.5R～2.5Y	—	4以下
2.6Y～10Y	—	2以下
その他	—	1以下
※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦（銅板葺等）、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。		
⑦常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。		
⑧道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
⑨植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

## 8 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
①道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。		
②原則として、道路から2メートル以上後退すること。		
③樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。		
④敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。		
⑤道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。		
⑥「④」および「⑤」の植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

**9 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設  
・石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設**

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕															
①道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。																	
②原則として、道路から2メートル以上後退すること。																	
③樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。																	
④できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。																	
⑤けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。																	
⑥色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～7.4R</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>7.5R～2.5Y</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y～10Y</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	0.1R～7.4R	—	2以下	7.5R～2.5Y	—	4以下	2.6Y～10Y	—	2以下	その他	—	1以下
色相	明度	彩度															
0.1R～7.4R	—	2以下															
7.5R～2.5Y	—	4以下															
2.6Y～10Y	—	2以下															
その他	—	1以下															
※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦（銅板葺等）、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。																	
⑦常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ること。																	
⑧道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。																	
⑨植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。																	

**10 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系（その支持物を含む。）**

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕															
①鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。																	
②電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。																	
③形態の簡素化を図ること。																	
④色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。																	
⑤色彩は以下のとおりとし、アクセントカラーについては、彩度に6を加えた数値を上限とする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～7.4R</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>7.5R～2.5Y</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y～10Y</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	0.1R～7.4R	—	2以下	7.5R～2.5Y	—	4以下	2.6Y～10Y	—	2以下	その他	—	1以下
色相	明度	彩度															
0.1R～7.4R	—	2以下															
7.5R～2.5Y	—	4以下															
2.6Y～10Y	—	2以下															
その他	—	1以下															
※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦（銅板葺等）、等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。																	
⑥鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。																	

## 11 建築物等の移転

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の基準によること。		

## 12 建築物等の外観の模様替え

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によること。		

## 13 建築物等の外観の色彩の変更

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によること。		

## 14 木竹の伐採

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
①伐採は、できるだけ小規模にとどめること		
②道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずにその周辺に移植すること。		
③高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。		
④伐採を行った場合は、その周辺景観を良好に維持できるよう代替措置を講じること。		

## 15 屋外における物品の集積または貯蔵

伝統的市街地景観	市街地景観〔第1種〕	市街地景観〔第2種〕
①道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。		
②原則として、道路から2メートル以上後退すること。		
③遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。		
④事務所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵は、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。		
⑤農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、その敷地の周囲に修景のため植栽をすること。		
⑥植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

### 備考

- 1 この表における「中山道軸の類型」は、各類型別の景観の基本的な内容は、おおむね次のとおりである。
- (1) 伝統的市街地景観 宿場町や街道筋の面影をしのばせ、落ち着いた古いたずまいが比較的残っている地域の景観
- (2) 市街地景観〔第1種〕 主に住宅で形成されており、今後も住宅の立地が予想される地域の景観
- (3) 市街地景観〔第2種〕 住宅以外にも様々な施設が形成され、今後もこれらの立地が予想される地域の景観
- 2 この表において「大規模建築物等」とは、高さ13m以上もしくは4階建て以上または延べ床面積が1,000㎡を超える建築物、または建築物以外の高さ13m以上の工作物のうち規則で定める工作物をいう